

電気通信番号に関する動向について

電気通信技術システム課
番号企画室

電気通信番号に関する動向

115番の電報類似サービス受付の使用開始について

電報類似サービス受付用の115番の使用について

検討の経緯

- ・平成20年 4月 特定信書便事業者等から要望を受け、115番を電報類似サービス受付用にも使用可能とすることの是非について「信書の送達サービス受付用への115番の使用に関する検討会」(座長:相田 仁東京大学大学院教授)において検討開始
- ・平成20年10月 当該検討会において、電報と遜色のないもの等の一定の条件の下であれば問題ない旨の報告書をとりまとめ
- ・平成21年 6月 当該検討会報告書を踏まえた改正告示を施行 併せて 改正告示の基本的な考え方を報道発表

○郵政省告示第574号【電気通信番号規則の細目を定めた件】

電報受付機能(電報の受付に関する機能をいう。)又は電報類似サービス受付機能(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第9項に規定する特定信書便事業者が提供する同条第7項に規定する特定信書便役務(電話により引き受けた内容に基づき作成した信書便物を送達するものであって、その提供条件が電報に準ずるものに限る。)の受付に関する機能をいう。)

- I 「その提供条件が電報に準ずるもの」に関する考え方
- II 特定信書便役務の範囲内での提供に係る留意事項
- III 利用者の混乱を避けるための留意事項

平成21年11月16日 ソフトバンクグループのPSコミュニケーションズ(株)(以下「PScom」という。)に特定信書便事業の許可

平成21年11月19日 ソフトバンクテレコム(株)(以下「SBTM」という。)より、115番をNTT東西の電報受付用から、特定信書便事業であるPScomが提供する電報類似サービス受付用に変更する内容の届出

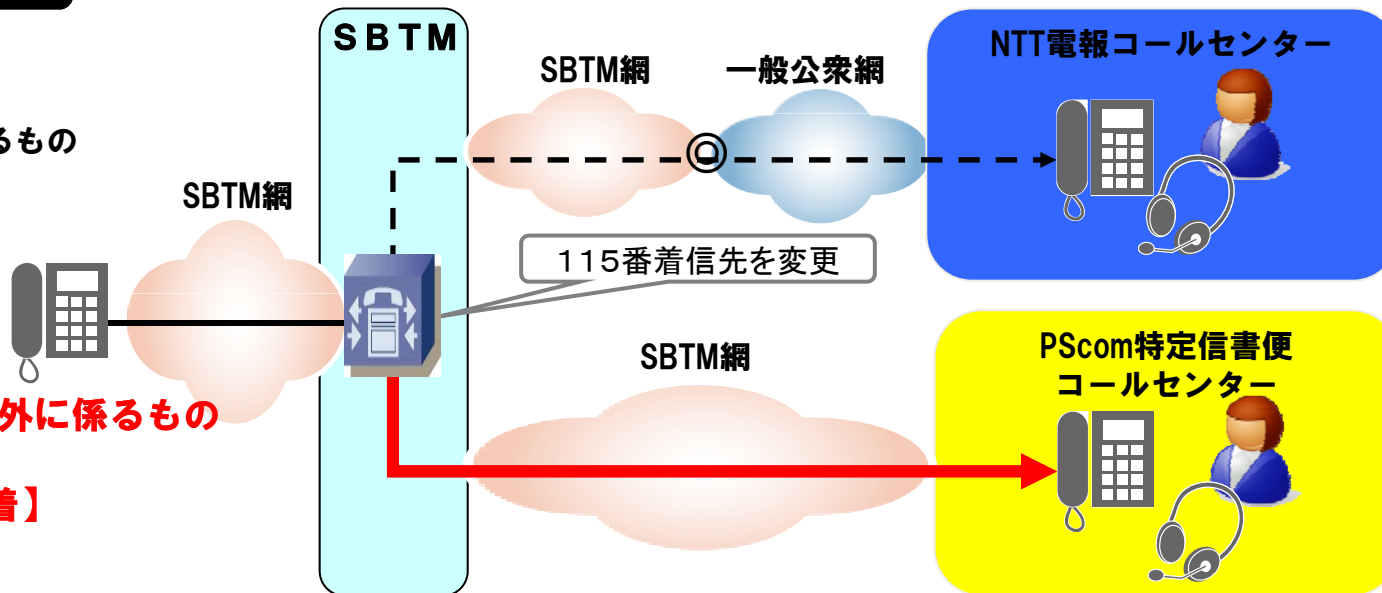
平成22年 2月 1日 ソフトバンクグループによる『ほっと電報』の開始

【参考】「ほっと電報」の概要

115番による接続先の変更

■IPネットワークに係るもの
(BBフォン光等)
【SBTM発⇒NTT着】

■IPネットワーク以外に係るもの
(おとくライン等)
【SBTM発⇒PScom着】



サービス提供条件

受付時間	
電話	8時 ~ 22時
FAX	8時 ~ 19時
Web	24時間
配達	
配達地域	日本全国(一部地域を除く)
当日配達	当日14時までに申込完了の場合(一部地域、一部商品を除く)

【参考】 電報と電報類似サービスの比較

	根拠法	サービス提供可能事業者	115番の利用
電報 (電気通信事業)	電気通信事業法附則 (昭和59年法律第86号)	電気通信事業法附則第5条に定める電気通信事業者は以下のとおり ・NTT東西(国内電報) ・KDDI(国際電報)	NTT東西の電報受付に利用
電報類似サービス (特定信書便事業)	民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号)	特定信書便事業者	平成21年6月、告示※改正を行ったことにより、提供条件が電報に準ずる特定信書便役務にも利用可能 ※(郵政省告示第574号(電気通信番号規則の細目を定めた件))

電気通信番号に関する動向

市町村合併に伴う番号区画変更に関する状況について

市町村合併に伴う番号区画の変更について

①市町村合併の推進(平成の大合併)について

人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地域分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきた。

市町村の合併の特例等に関する法律(合併特例法)の期限である平成22年3月末で一区切りを迎えた。

平成の合併推進の結果、市町村数は、

3232

(平成11年3月31日)



1727

(平成22年3月31日)

に減少。



②市町村合併に伴う番号区画変更

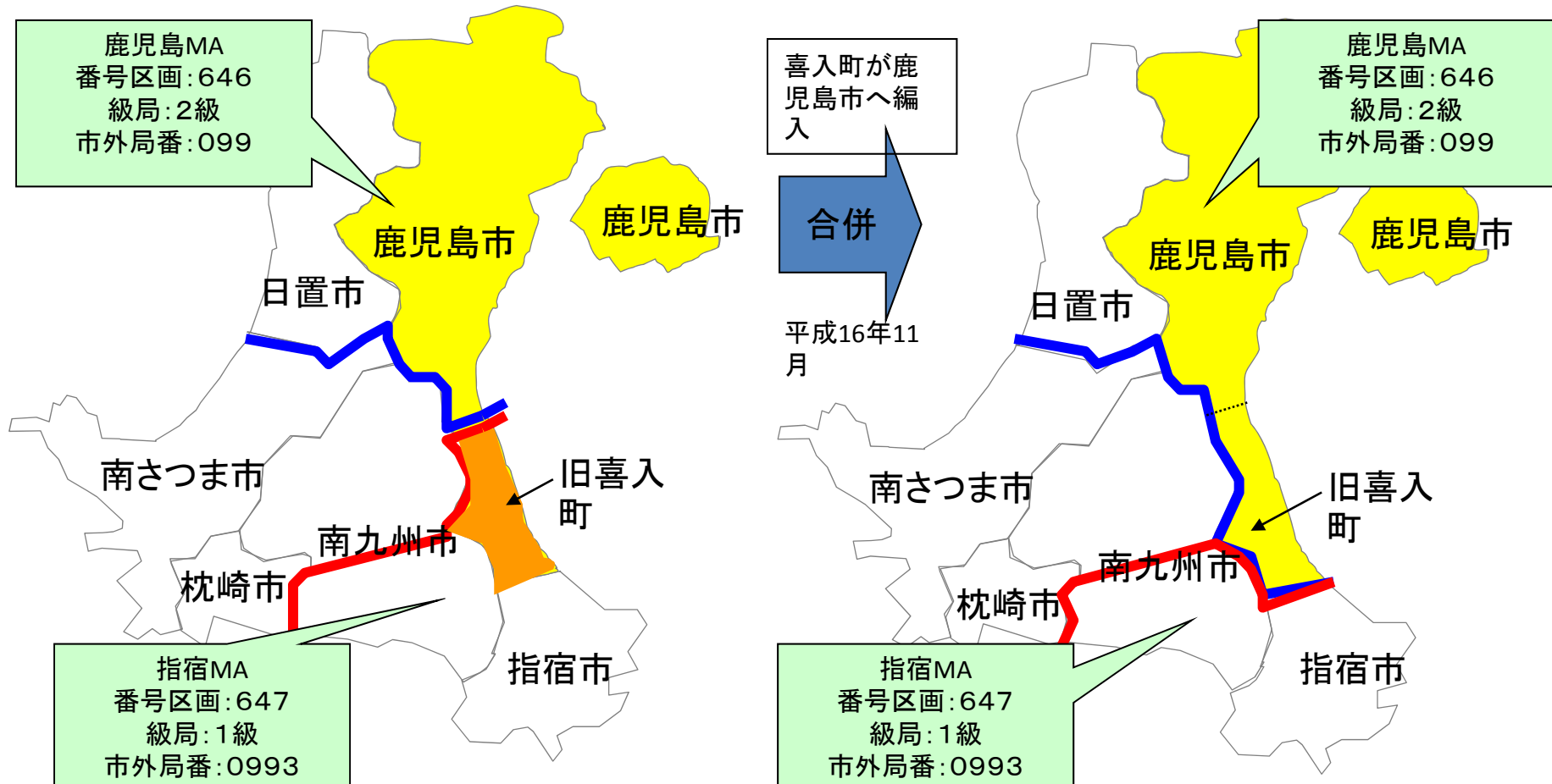
固定電話用の番号(OAB~J番号)は、全国を584の番号区画に区分(平成21年度末)し、番号区画ごとの市外局番を告示で規定しているが、市町村合併の進展に伴い、市町村内に複数の市外局番(番号区画)を包含するケースが発生(119市町村)。

当該自治体からの要望を受け、これまでに21の地域で、市外局番統一のための番号区画の変更(番号告示の改正)を行っている。

【参考】市町村合併に伴う市外局番統一 最近の実施状況

○鹿児島県鹿児島市

新自治体名	旧自治体名(主な自治体)	番号変更実施日	電話番号の変更
鹿児島県鹿児島市	鹿児島市、喜入町	平成22年3月1日	099 0993 → 099



鹿児島市内全域で市内局番通話が可能に

【参考】市外局番統一までの流れ

○住民の合意書を添えた要望書を自治体から総務省(※)及びNTTへ提出

※当該地域を管轄する総合通信局長宛



○関係電気通信事業者における技術的検討

(NTT、KDDI、ソフトバンクテレコム等)



○実施日の決定

事業者の検討結果を受け、市外局番の統一の実施日を自治体と調整・決定



○パブリックコメントを経て、告示改正

市外局番号を定める告示(電気通信番号規則の細目を定めた件)の
一部改正(番号区画の変更)を実施



概ね1～2年程度

自治体、関係電気通信事業者、総合通信局による周知

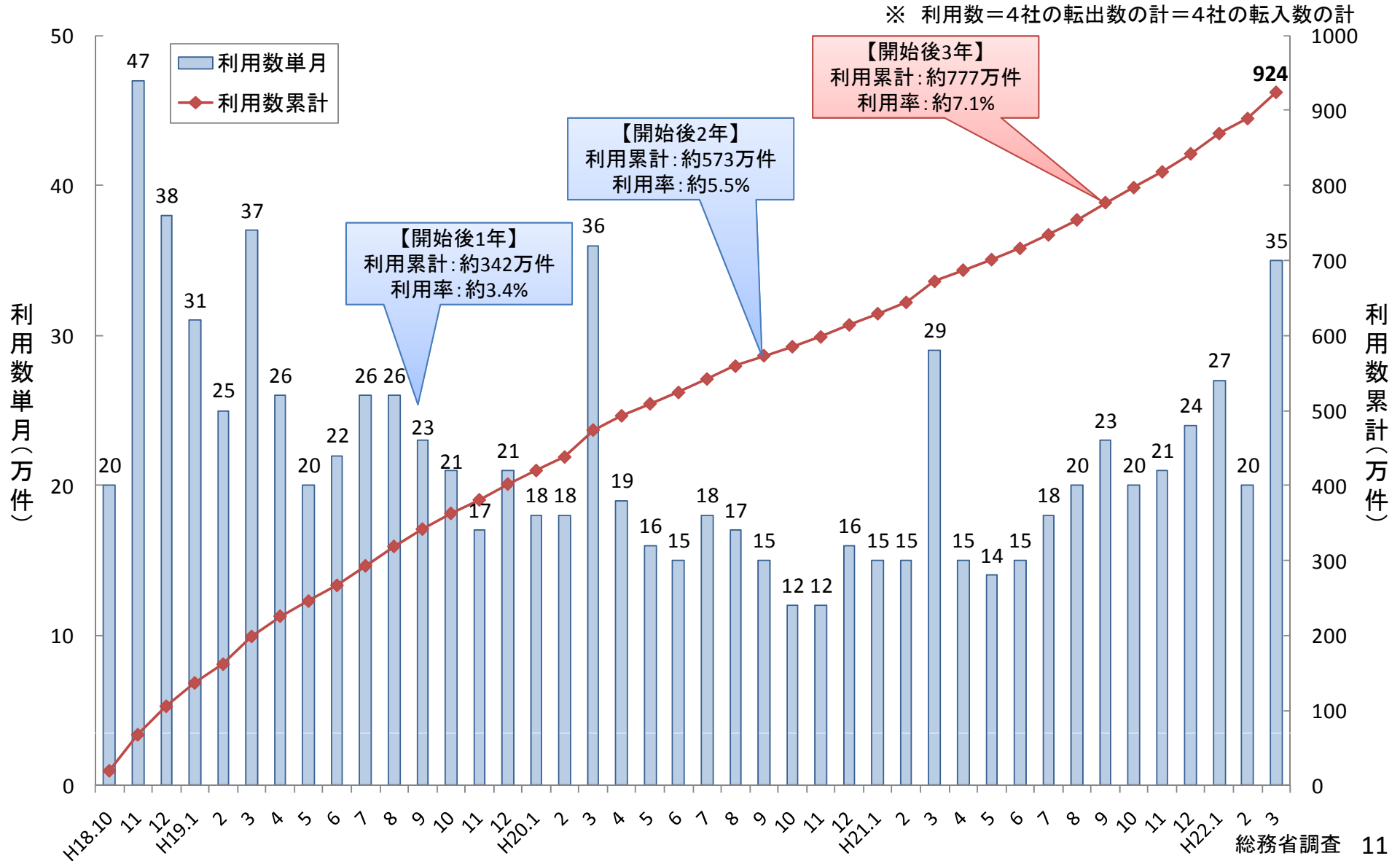
○市外局番の統一の実施

電気通信番号に関する動向

携帯電話の番号ポータビリティの利用状況について

携帯電話の番号ポータビリティの利用状況

携帯電話の番号ポータビリティ開始(平成18年10月24日)から平成22年3月末までの累計で約924万件(平成22年3月末の携帯電話契約数(約1億1218万件)に対して、約8.2%)



【参考】番号ポータビリティの利用による加入者の増減

